

略式株式交換公告

平成 21 年 5 月 1 日

株主各位

東京都日野市日野 421-8
エプソントヨコム株式会社
代表取締役社長 宮澤 要

当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 1 日を効力発生日として、セイコーエプソン株式会社（本店：東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号）を完全親会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

また、本株主交換に伴い、会社法第 785 条第 1 項に基づき当社株式の買取りを請求される株主の皆様は、効力発生日の 20 日前の日以降に、当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部に対して、書面によりその旨ならびに株式買取請求に係る株式の数を**ご通知ください**。さらに上記ご通知に当たっては、株主の皆様が株式を預託されています口座管理機関に対して、**個別株主通知の申出の取次ぎの請求および下記に指定いたします口座への振替申請**を、併せて行っていただくようお願い申し上げます。

なお、平成 21 年 5 月 29 日までに当社指定口座への振替を完了していただかない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります（そのため、平成 21 年 5 月 22 日前後までに、口座管理機関に対して上記の振替申請を行っていただく必要があると思われませんが、具体的に振替に必要となる期間についてはご利用の口座管理機関により異なりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。）。これは、株式の振替手続の実務上、上記のような場合に株式買取請求等に基づく買取りができなくなることから、そのような事態を避けるための取扱いであり、株主の皆様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

記

口座名義人： エプソントヨコム株式会社
加入者口座コード： 0028970-04228969000001

以上